

議第187号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立ライフル射撃場
- 2 指定管理者 滋賀県高島市安曇川町青柳 855 番地 6
特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会
会長 志村市郎
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで